**川崎支部主催　第４回講演会（2019.02.23）（親川氏）（ご報告）**

　「歩行者を取巻く危険行動、安全とは何か、地域とのつながり」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川崎支部長　赤津武雄

講演の内容は①歩行者が守るべき安全への心構え　②歩行者と自転車との事故の事例　　③歩行者と自動車やバイクとの事故の事例　④高齢歩行者の事故　⑤地域（自治会・交通安全協会・県交通安全対策協議会等）とのつながり　⑥東京都・世田谷区・川崎市の人身事故多発エリア　⑦結論になります。

自転車事故は発生件数自体減少していますが、自転車関連の死亡事故は前年よりも増加しています。スマートフォンや携帯型音楽プレーヤー、イヤホンを耳に、画面を見ながらの運転で歩行者と衝突し、死亡や重傷等の重大事故につながっています。自転車は公道上では車両で、自転車と自動車の不注意が全く同程度の場合、損賠賠償の過失割合は自動車>自転車となり、「優者危険負担の原則」が考えられます。歩行者との事故で、双方の不注意が同程度の場合は自転車>歩行者になります。例えば、「駐車車両を避けるため、道路中央寄りを通行していた歩行者の過失は10%」となります。歩行者が黄色で横断を開始し、横断中に赤に変わり、自転車が青で進入した場合は35：65になります。

道路標識等により、自転車の歩道通行が認められている場合は、児童、幼児、７０歳以上の者、身体障害を有する者等です。自転車にまたがらずに手で押して歩く場合は、歩行者扱いになります。注意することは、『飛び出し』（歩行者の予想外の動き）、『徐行』（自転車の徐行は時速６～８ｋｍ程度）、『最初から歩道を歩いていたか』（路外から歩道に入ってくる歩行者の過失割合）等数多くあります。道路の並走違反時は２万円以下の罰金または科料となります。二人乗りに違反すると5万円以下の罰金（道路交通法第55条第1項）ですが、用事を同乗させる場合は、別途条件があります。13歳未満の子供が自転車に乗る時や幼児を自転車の幼児用座席に乗せる時は、子供にヘルメットを被らせないと違反になります（道路交通法第63条の11）。そして、自転車が未成年者では、法的には損害賠償を行う権利があるので、第一報は警察への通報（重要）です。

自動車とバイク事故は、バイクとの距離、スピード、実際よりも遅く、遠くに感じての接触事故が発生します。バイクとの視野の相違やバイクの視野の狭さ、車側は見えているはずとの思い込みが原因の一つです。2010年から2014年迄の5年間でのバイク事故の部位は、約50％が頭部、約30％が胸部です。後遺症が最も残るのは、頸部で、半身不随の可能性が有ります。死亡率・重傷者は、バイクは自動車の約10倍になります。示談金の目安は、重大な後遺障害がある場合、5,000万円から1億円以上程度だそうです。

一方、高齢者の事故も多く、「車の流れも多いし、まさか横断はしないだろう」との思い込みからの急な飛び出しが発生するので、「赤信号でも横断するかもしれない」と予測することが必要です。白内障・緑内障等からの視野の狭さも増加している様です。

介護業務で毎日自転車を使用するご婦人は、道路横断時は右を見て、左を見て、また右を見るそうです。かつ、発進時には更に1秒待ってから進むので、事故にはあっていない。また、横断歩道で歩行者が1歩でも足を掛ければ、車両は歩行者が横断するまで車両を停止する（アメリカのカリフォルニア州では実施されている）ことが必要との貴重なアドバイスも有りました。

結論は、法的に規制しても事故は無くならない。インフラの整備不足、人間性の教育不足です。皆様は日常生活で、どの様に感じられますか。

（おまけ）

織田信長とかけて明智光秀と解く。その心は？・・・？（答えは過信（家臣をかけている））

次回はお花見です。2019.03.23（土）11時から長津田駅に隣接した緑ヶ丘霊園内公園（噴水前）です。参加費は1,500円で、美味しいお弁当と飲み物付きです。

お待ちしています。申し込みは下記山岸迄。（締め切りは2019.03.16（土)16時迄）

ご意見・質問は山岸迄（k\_yamagishi@6kou.co.jp）、お願いします。

（以下講演中の大藪氏）





